軽油購入仕様書

1　購入品目　　軽油（低硫黄）

2　規格　　ＪＩＳ規格軽油ガイドライン（ＪＩＳ　Ｋ２２０４　関東地域）に沿ったＪＩＳ規格以上で、硫黄濃度が１０ｐｐｍ以下のもの。

3　発注予定数量　　Ａ．上平間営業所　　１５４ｋℓ

注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。

4　履行期間　　令和９年１月１日～令和９年３月３１日

5　納入場所及び納入時間帯

（１）　納入場所は次に掲げる営業所とする。

上平間営業所　川崎市中原区上平間１１４０番地　　℡044-522-6491

（２）　納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。

午前１０時３０分から午後４時００分

※　納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。

6　発注及び納入方法

（１）　**当該営業所への１回当たりの納入数量は、原則として１０ｋℓ以上とする。ただし、状況によって６ｋℓ、８ｋℓの場合もある。**

（２）　納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。

（３）　当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（ｋℓ単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。

なお、発注内容の変更については、納入日の前々日１２時までに電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）

7　検収　　納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。

8　検査　　当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。

また、当局が求めた時にはＪＩＳ規格に適合する証明証を提出すること。

検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

9　非常時の供給　　地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。

10　代金の支払い方法　　契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後３０日以内に支払うものとする。

11　当局の連絡先　　川崎市交通局自動車部運輸課車両係

ＴＥＬ　０４４－２００－３２４１

ＦＡＸ　０４４－２００－３９４６

12　その他　　本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

1　購入品目　　軽油（低硫黄）

2　規格　　ＪＩＳ規格軽油ガイドライン（ＪＩＳ　Ｋ２２０４　関東地域）に沿ったＪＩＳ規格以上で、硫黄濃度が１０ｐｐｍ以下のもの。

3　発注予定数量　　Ｂ．塩浜営業所　２６６ｋℓ

注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。

4　履行期間　　令和９年１月１日～令和９年３月３１日

5　納入場所及び納入時間帯

（１）　納入場所は次に掲げる営業所とする。

塩浜営業所　　川崎市川崎区塩浜２丁目２番１号　　℡044-266-6411

（２）　納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。

午前１０時３０分から午後４時００分

※　納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。

6　発注及び納入方法

（１）　**当該営業所への１回当たりの納入数量は、原則として１０ｋℓ以上とする。ただし、状況によって６ｋℓ、８ｋℓの場合もある。**

（２）　納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。

（３）　当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（ｋℓ単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。

なお、発注内容の変更については、納入日の前々日１２時までに電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）

7　検収　　納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。

8　検査　　当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。

また、当局が求めた時にはＪＩＳ規格に適合する証明証を提出すること。

検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

9　非常時の供給　　地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。

10　代金の支払い方法　　契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後３０日以内に支払うものとする。

11　当局の連絡先　　川崎市交通局自動車部運輸課車両係

ＴＥＬ　０４４－２００－３２４１

ＦＡＸ　０４４－２００－３９４６

12　その他　　本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

1　購入品目　　軽油（低硫黄）

2　規格　　ＪＩＳ規格軽油ガイドライン（ＪＩＳ　Ｋ２２０４　関東地域）に沿ったＪＩＳ規格以上で、硫黄濃度が１０ｐｐｍ以下のもの。

3　発注予定数量　　Ｃ．井田営業所　　１９２ｋℓ

注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。

4　履行期間　　令和９年１月１日～令和９年３月３１日

5　納入場所及び納入時間帯

（１）　納入場所は次に掲げる営業所とする。

井田営業所　　川崎市高津区明津９８番地　　℡044-777-3330

（２）　納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。

午前１０時３０分から午後４時００分

※　納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。

6　発注及び納入方法

（１）　**当該営業所への１回当たりの納入数量は、原則として１０ｋℓ以上とする。ただし、状況によって６ｋℓ、８ｋℓの場合もある。**

（２）　納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。

（３）　当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（ｋℓ単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。

なお、発注内容の変更については、納入日の前々日１２時までに電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）

7　検収　　納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。

8　検査　　当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。

また、当局が求めた時にはＪＩＳ規格に適合する証明証を提出すること。

検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

9　非常時の供給　　地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。

10　代金の支払い方法　　契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後３０日以内に支払うものとする。

11　当局の連絡先　　川崎市交通局自動車部運輸課車両係

ＴＥＬ　０４４－２００－３２４１

ＦＡＸ　０４４－２００－３９４６

12　その他　　本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。

軽油購入仕様書

1　購入品目　　軽油（低硫黄）

2　規格　　ＪＩＳ規格軽油ガイドライン（ＪＩＳ　Ｋ２２０４　関東地域）に沿ったＪＩＳ規格以上で、硫黄濃度が１０ｐｐｍ以下のもの。

3　発注予定数量　　Ｄ．鷲ヶ峰営業所　　３２２ｋℓ

注）予定数量はあくまで予定であり、保証するものではない。

4　履行期間　　令和９年１月１日～令和９年３月３１日

5　納入場所及び納入時間帯

（１）　納入場所は次に掲げる営業所とする。

鷲ヶ峰営業所　川崎市宮前区菅生ヶ丘４１番１号　　℡044-976-4094

（２）　納入時間は原則として次に掲げる時間帯とする。なお、時間を変更する場合には、当該営業所と調整すること。

午前１０時３０分から午後４時００分

※　納入時間については、別途、当該営業所と協議をすること。

6　発注及び納入方法

（１）　**当該営業所への１回当たりの納入数量は、原則として１０ｋℓ以上とする。ただし、状況によって６ｋℓ、８ｋℓの場合もある。**

（２）　納入曜日は原則として月曜日から土曜日とする。なお、休日が続く場合には、日曜日及び休日における納入もある。また、配送日程表を事前に提出すること。

（３）　当該営業所より翌週の月曜日から土曜日までの必要納入数量（ｋℓ単位）及び納入日を、原則として納入日の一週間前に発注（電話で連絡）する。

なお、発注内容の変更については、納入日の前々日１２時までに電話で行うものとする。（前々日が土曜、日曜、祭日に当たる場合にはその前日）

7　検収　　納入に際しては、発注営業所個々に納品書又は出荷案内書（出荷基地が明記されているもの）を提出し、当局係員の指示に従い、当局係員の立会いのもとに納入しなければならない。

8　検査　　当局が必要と認めた場合には、納入品の抜取り検査を行うことがある。

また、当局が求めた時にはＪＩＳ規格に適合する証明証を提出すること。

検査の結果、不合格の場合は当局の指示及び措置に従うものとする。

9　非常時の供給　　地震その他の災害時においても当該軽油の安定供給を行うものとする。

10　代金の支払い方法　　契約業者は、当該月分の軽油納入後、速やかに代金を請求することとし、当局は正当な請求後３０日以内に支払うものとする。

11　当局の連絡先　　川崎市交通局自動車部運輸課車両係

ＴＥＬ　０４４－２００－３２４１

ＦＡＸ　０４４－２００－３９４６

12　その他　　本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに当局と協議し、当局の裁定によるものとする。